

第 5 3 号議案

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 3 0 年八王子市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 雑則（第 5 4 条・ 第 5 5 条 ） 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2・3 （略） 4 介護医療院は、 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 5～7 （略） 8 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （従業者の配置の基準）	目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 雑則（第 5 4 条） 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2・3 （略） 4 介護医療院は、 入所者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な 措置を講じなければならない。 5～7 （略） （従業者の配置の基準）

第4条 介護医療院は、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、医師及び看護師及び准看護師にあつては介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定める員数を、その他の従業者にあつては市規則で定める基準による員数を置かなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士 **又は管理栄養士**

(7)～(9) (略)

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（医師、看護職員その他の入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（**テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。**）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該**入所者等**に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第10条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2 (略)

第4条 介護医療院は、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、医師及び看護師及び准看護師にあつては介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定める員数を、その他の従業者にあつては市規則で定める基準による員数を置かなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士

(7)～(9) (略)

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（医師、看護職員その他の入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該**入所者又はその家族**に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第10条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2 (略)

3 介護医療院は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第11条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（サービスの提供の記録）

第18条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

3 介護医療院は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第18条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第21条 (略)

2～5 (略)

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(栄養管理)

第24条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第24条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(掲示)

第33条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第38条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

第21条 (略)

2～5 (略)

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(掲示)

第33条 (略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第39条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4)～(7) (略)

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第43条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4～6 (略)

7 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質

(非常災害対策)

第39条 (略)

(記録の整備)

第41条 (略)

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第18条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4)～(7) (略)

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第43条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4～6 (略)

(運営規程)

第46条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質

向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。**その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。**

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 **(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)**を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第53条 第7条から第9条まで、**第11条の2**から第20条まで、第22条から**第24条の3**まで、第27条、第29条及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第4項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第4号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する重要事項に関する規定」と、第41条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第53条において準用する第12条第4項」と、同

向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第53条 第7条から第9条まで、**第12条**から第20条まで、第22条から**第24条**まで、第27条、第29条及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第4項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第4号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する重要事項に関する規定」と、第41条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第53条において準用する第12条第4項」と、同項第3号

項第3号中「**第18条第2項**」とあるのは「第53条において準用する**第18条第2項**」と、同項第5号中「第29条」とあるのは「第53条において準用する第29条」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、同項第7号中「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第54条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第16条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第18条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第55条 (略)

附 則

1 (略)

2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）

中「**第18条**」とあるのは「第53条において準用する**第18条**」と、同項第5号中「第29条」とあるのは「第53条において準用する第29条」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、同項第7号中「第38条第2項」とあるのは「第53条において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第54条 (略)

附 則

1 (略)

2 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）

(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項及び第45条第1項の規定は、適用しない。

3 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号の規定の適用については、第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」と読み替えるものとする。

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を

(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項及び第45条第1項の規定は、適用しない。

3 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号の規定の適用については、第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」と読み替えるものとする。

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を

有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**令和6年3月31日**までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下における第6条第3項第3号及び第45条第3項第3号の規定の適用については、第6条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第45条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、**令和6年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項及び第45条第3項第1号の規定は、適用しない。

6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、**令和6年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設

有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成36年3月31日**までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下における第6条第3項第3号及び第45条第3項第3号の規定の適用については、第6条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第45条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、**平成36年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項及び第45条第3項第1号の規定は、適用しない。

6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、**平成36年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設

の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターにおける第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号の規定の適用については、第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」と読み替えるものとする。

7 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であって、**令和6年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の療養室に隣接する第6条第3項第3号及び第45条第3項第3号の規定の適用については、第6条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第45条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）と

設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターにおける第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号の規定の適用については、第6条第3項第1号及び第45条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」と読み替えるものとする。

7 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であつて、**平成36年3月31日**までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の療養室に隣接する第6条第3項第3号及び第45条第3項第3号の規定の適用については、第6条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第45条第3項第3号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）と

すること」と読み替えるものとする。

すること」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第10条及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第38条の2（第3号に係る部分を除く。）（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第11条第3項及び第47条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第11条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第11条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなけれ

ば」とする。

(^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。